

相続登記は
司法書士へ

毎月開催

あなたの街で
相談できます!



司法書士による



相続無料相談会

相続登記はお済みですか? 登記の専門家、司法書士へご相談ください。

令和6年4月1日から**相続登記**が**義務化**されています。

もう他人事ではありません!

自宅はまだ
おじいちゃんの名義のまま
だけど大丈夫!?

子供たちにまで
迷惑を
かけたくない。

?

遺産を
いらない人は
何もしなくて
いいんでしょう?

預金や株の
相続手続きって
どうすれば
いいの?



開催日 毎月第1水曜日(休日の場合は第2水曜日)
・各事務所につき予約制先着4組
予約の時間は各事務所にご相談ください。

場所 茨城県内の各司法書士事務所

予約 事前に必ず各事務所へご予約ください。
「茨城司法書士会の無料相談で電話しました」とお申し出ください。

各事務所は
こちらから



茨城司法書士会



※会員名簿はホームページを
ご覧ください。

QRコードが読み取れない等のお問い合わせは、
茨城司法書士会事務局(029-225-0111)まで

★相談時間30分★

★相談費用無料★

書類の書き方のご相談や
ご自身で作成した
書類のチェックは
無料相談の対象外です。



日本司法書士会連合会公式キャラクター
「しほ〜しし〜」

※事務所によっては、業務等の事情により相談対応できない
場合もあります。

※無料相談会は、なるべく多くの相談者にご利用頂きたい為、
お一人様1回限りのご利用とさせていただきます。